

令和4年度（2022年度）第2回

北海道環境審議会水環境部会

議 事 録

日 時：2023年2月9日（木）午後3時開会
場 所：かでの2・7 4階 大会議室

1. 開 会

○事務局（西部主査） 定刻となりましたので、令和4年度第2回北海道環境審議会水環境部会を開会します。

私は、事務局の循環型社会推進課の西部と申します。

議事が始まるまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、佐藤委員、中谷委員、古林委員がご都合により欠席されております。また、中津川委員の到着が遅れておりますが、本部会の総員13名のうち、現時点で9名の方にご出席いただいております。

過半数に達しておりますので、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、当部会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（西部主査） 開会に当たりまして、水・大気環境担当課長の中尾より、一言、ご挨拶申し上げます。

○中尾水・大気担当課長 道の循環型社会推進課で水・大気環境担当課長をしております中尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところ、また悪天候の中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

皆様には、日頃から本道の環境保全行政の推進にご理解とご支援をいただいておりますことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

前回、1月26日の部会では、令和5年度の水質測定計画作成方針につきましてご審議、ご了承いただいたところでありますけれども、本日は、その作成方針に基づきまして、事務局が作成いたしました令和5年度の公共用水域と地下水の水質測定計画（案）についてご審議をお願いいたします。

道といたしましては、今後とも、本道の良好な水環境の保全のために、関係機関と連携を図りながら取組を進めてまいりたいと存じますので、委員の皆様におかれましては、ご専門のお立場からご助言を賜りますようお願いいたします。

大変簡単ではございますけれども、開催に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員紹介、資料確認等

○事務局（西部主査） 次に、今回から始めてご出席の委員がいらっしゃいますので、ご紹介いたします。

北海道経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長の黒澤和彦様です。

どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は、北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部のエネルギー・環境・地質研究所から、三上研究主幹、丸谷専門研究員、以上のお2人にオブザーバーとしてご出席いただいております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、本日、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

上から順に、本日の次第、出席者名簿、配席図、資料1-1、令和5年度（2023年度）公共用水域の水質測定計画の作成について、こちらには参考1から参考3も一緒にホチキス留めをしております。続きまして、資料1-2、令和5年度（2023年度）公共用水域の水質測定計画【北海道実施分】（案）、こちらには、別紙1から4も一緒にホチキス留めをしております。資料2-1、令和5年度（2023年度）地下水の水質測定計画の作成について、こちらには参考1から3も一緒にホチキス留めをしております。資料2-2、令和5年度（2023年度）地下水の水質測定計画【北海道実施分】（案）、以上をお配りしておりますが、全てお手元にございますでしょうか。

配付漏れなどがございましたら、お知らせください。

なお、次第には記載しておりませんが、前回の部会当日に配付しました資料2のうち、（6）類型指定水域の水質の経年変化のグラフの環境基準の赤い線が消えていましたことから、前回出席された委員には印刷し直したものをお配りしております。

本日の会議は、議事録を作成いたします。そのため、発言の際は、恐れ入りますが、お近くのマイクでご発言いただきますようお願いいたします。

続きまして、部会長の職務代理者についてご報告いたします。

職務代理者は、環境審議会運営要綱第3条第2項の規定により、部会長が指名することとされており、前回、1月26日の部会で、中村部会長より中津川委員が指名され、承諾いただけるか、事務局が確認することになっておりました。中津川委員に確認した結果、承諾いただけるとの回答をいただきましたので、ご報告をいたします。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。

中村部会長、よろしく申し上げます。

3. 議 事

○中村部会長 年度末の忙しいときに集まってお話しいただきまして、ありがとうございます。

前回、方針を議論していただいて、その方針にのっとった形で、今日、計画の具体案が出てきますので、よろしくご審議のほどをお願いします。

それでは、早速ですけれども、議事（1）令和5年度（2023年度）公共用水域の水質測定計画の作成について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(小田島主任) 公共用水域の常時監視業務を担当しています小田島と申します。本日は、どうぞよろしくようお願いいたします。

それでは、令和5年度の公共用水域の水質測定計画について説明させていただきます。

右上に資料1-1と記載された資料、冊子をご用意ください。

それでは、1 ページから順にご説明いたします。

令和5年度の公共用水域の水質測定計画につきましては、20ページの参考1に載せております国で定めました処理基準と、23ページの参考2、平成16年に当部会で答申をいただきました基本的な考え方と、25ページの参考3、第1回目の会で承認いただきました令和5年度の水質測定計画作成方針に基づきまして、令和5年度計画案として作成しております。

中身につきましては、長期的なモニタリングの重要性に鑑みまして、今年度までの計画書をベースとして、令和3年度の水質測定結果やこれまでの検出状況などを考慮し、追記または修正を行っております。

資料の中の四角の点線で囲った部分が、第1回目の部会で審議をいただきました令和5年度の水質測定計画の作成方針でございまして、それに沿った形でそれぞれ地点の選定、項目の選択、頻度の設定をしております。

まず、1ページの地点の選定の(1)生活環境項目のBOD、CODに係る測定地点の説明からさせていただきます。

ア、環境基準点におけるBOD、CODの測定地点でございますが、例年どおり、全地点で測定を実施いたします。ただし、後ほど説明いたしますが、海域につきましては、苫小牧海域など一部の水域で同一類型指定水域の近接した環境基準点で2年ローリング、隔年ローリング方式で調査している地点がございます。そういった地点以外は、前年同様、全地点で測定を実施いたします。

続きまして、その下のイ、補助点とその他地点に移ります。

補助点とは、類型指定の水域の中の環境基準点以外の地点のことでございまして、その他地点とは、類型指定のない水域で、必要に応じて測定する地点となります。こちらも、休止はせず、今年と同様の地点で測定いたします。

その下の表は、令和5年度の水質測定項目、BOD、CODの測定地点数をまとめたものです。河川・湖沼・海域を合わせまして、基準点で275地点、基準点の中層で81地点、補助点で32地点、その他の地点で12地点、合計399地点で測定を予定しております。こちらも前年と同様となります。

続いて、(2)全窒素・全リンに移ります。

こちらも、前年と同じく、類型指定の有無によらず、全ての閉鎖性水域及びその流入河川の全ての地点で測定を継続いたします。

続いて、2ページに移ります。

(3)水生生物の保全に係る測定地点に参ります。

類型指定水域での測定が必須となっておりますので、前年度と同様に類型指定水域全地点で継続して測定いたします。

次に、(4)ローリング方式による測定地点ですが、1年ごとに地点を入れ替えて測定している隔年測定と、3年ごとに1回測定する地点がございます。

この3年ごとの測定地点については、令和5年度から新たに、毎年測定を実施してきました2水系の2水域、2地点において、3年ごとの測定に切り替えた1点がございます。

詳細は、後ほど説明させていただきます。

次に、(5) 休廃止鉱山の影響を監視する測定地点ですが、ローリング方式のみの地点の増減と、来年度から測定を休止した1点がございます。これら以外は、前年同様の時点で測定を継続いたします。

詳細は、後ほど別紙にてご説明いたします。

次に、(6) 鉱山関係を除く健康項目でございしますが、ローリング方式のみの地点増減以外は、前年同様の地点で測定を継続いたしますが、こちらは、湖沼1地点を対象に、過去10年の検出状況に鑑み、測定回数を変更した1点と、こちらも湖沼1地点ですが、同じ水域内のほかの測定地点における過去10年の検出状況を考慮しまして、測定項目を、新たに追加したい地点がございます。

詳細は、後ほど改めてご説明いたします。

次のページ行っていただきまして、3ページの一番上の表に移ります。

こちらは、令和5年度の健康項目の測定地点の表になりまして、地点をまとめますと、河川、湖沼、海域を含めまして、基準点で132地点、補助点で17地点、その他の地点で33地点の合計182地点で測定いたします。

続いて、(7)の要監視項目でございしますが、こちらも前年と同様に、河川で12地点、海域3地点で実施します。

4ページに行ってくださいまして、2の測定項目の選択についてです。

こちらの(1)生活環境項目から(6)水道水源法に基づく特定項目につきましては、追加または削除はなく、全て前年同様に実施いたします。

5ページに移っていただきまして、3の測定頻度の設定についてです。

まず、(1)生活環境項目の測定頻度についてですが、アの環境基準点では、四季の水位変化に応じて、全地点で春、夏、秋、冬の年4回測定いたします。

イの補助点及びその他地点は、これまでの長期的な測定結果や水域の水質状況などを勘案しまして、測定頻度を年2回から4回といたします。

以上まとめますと、令和5年度は、河川、湖沼、海域を含めまして、年4回測定する地点が386地点、3回以下のところが13地点、延べ測定回数は合計で1,572回といたします。

ローリング方式に係る変更以外は前年と同様になります。

続きまして、ウ、水生生物保全に係る測定項目につきましては、3項目全て年2回実施いたします。こちらも前年同様に、測定地点数の41地点、延べ測定回数を246回といたします。

次に、(2)健康項目に係る測定頻度です。

アの基本的な測定頻度としましては、休廃止鉱山の監視地点、主要水域の代表地点及び

検出の可能性がある地点については、年1回測定いたします。

イの検出状況による測定頻度ですが、検体値の基準超過が見られた項目は、原則、年3回測定するとして、過去10年間で基準値の10分の1以上の値が検出された項目につきましては、原則、年1回から2回の測定とします。

こちら、詳細については後ほどご説明いたします。

ウの硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素につきましては、BODまたはCODの未達成水域における状況把握のため、河川や閉鎖性水域の流入河川と全ての閉鎖性水域で測定しておりますが、令和5年度は各地点全てで年4回実施することとします。

以上をまとめますと、令和5年度の健康項目の測定頻度は、河川、湖沼、海域を含めて、年1回測定する地点が97地点、複数回行う地点が85地点、延べ測定回数を1,142回としております。

続いて、6ページに行ってくださいまして、こちらの別紙から各測定項目の具体的な測定地点の詳細を記載しておりますので、上から順に説明させていただきます。

別紙1につきましては、生活環境項目を測定する補助点及びその他地点の一覧です。

主に、水道水源対策のための水質監視や、環境基準未達成地点における補足調査のために測定を実施しているものです。令和5年度は次の21地点で河川の測定を行います。こちらは、達成未達成にかかわらず、休止はせずに、前年度と同様に測定を実施します。

湖沼は、洞爺湖から網走湖までの6の水域で測定いたします。あわせて、各流入点においても補足調査を行います。

海域は、サロマ湖、風蓮湖、厚岸湖の3水域で測定し、あわせて、厚岸湖については河川の流入点においても測定を実施いたします。

次の7ページに移りまして、2に記載している地点は全窒素と全燐の測定地点となっております。参考として、硝酸性・亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素の測定地点を並べて記載しております。

窒素・燐の類型指定ありの閉鎖性水域として、阿寒湖からサロマ湖までの12水域、38地点と、窒素・燐類型指定なしの閉鎖性水域として能取湖から厚岸湖までの3水域、9地点で全窒素・全燐を年4回測定いたします。

また、各閉鎖性水域の流入河川につきましても、栄養塩類の流入状況を監視する目的で全窒素・全燐を年4回測定し、さらに各流域の土地利用に応じて、硝酸性・亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素につきましても、変更なく、前年どおり年4回測定することとしています。

次の8ページは、水生生物の保全に係る項目の測定地点となります。

前年同様に、次の41地点で必須の3項目の測定を継続いたします。

9ページにお進みいただいて、4、ローリング方式の測定地点については、主に海域で行っている1年ごとに測定地点を入れ替える隔年測定地点と、主に休廃止鉱山の排水の継続的な監視を目的とした3年毎測定地点がございます。

隔年測定を実施している海域におきましては、特筆すべき汚濁源がなく、長期的に見て水質が安定している水域内で、隣接し、類似の特性であることを考慮して実施しているものです。

令和5年度は、次の15地点を対象に継続して実施していきたいと考えております。

その下の3年毎測定地点につきましては、鉱山関係の監視地点でございまして、過去データで検出が見られないか、または、検出されても低濃度で推移している地点については、毎年の測定はしないまでも、定期的な監視が必要であると考えて実施しているものです。

令和5年度は、今まで毎年測定を継続してきた2地点を新たに3年毎測定の対象地点としたいと考えておりまして、具体的には、地点名の右上に「※2」と記載のある表の上から3段目白老川下流域の白老橋と、その下の勝納川水域の高砂橋地点、この2地点を新たに3年毎測定地点の対象としたいと考えております。

これら2地点につきましては、過去の検出状況を鑑み、過去10年において、全ての監視項目で未検出が続いていることや、現に有害な坑廃水の流入はないことなどを踏まえまして、検出される可能性が非常に低いと考えられるため、3年毎測定の対象地点とさせていただきますと考えております。

令和5年度につきましては、これら新たに3年毎測定に加えた2地点と、3年前の令和2年度に測定した2地点、玉川橋、そして、沼の上簡水取水口地点を加えました計4地点で再び測定を行いたいと考えております。

続きまして、10ページに行ってくださいまして、5につきましては、健康項目のうち、休廃止鉱山の坑廃水の影響を監視している測定地点の詳細になっております。

それぞれ休廃止鉱山の監視のため、各監視項目を測定しておりまして、一番右列の太い文字囲みは、令和3年度に環境基準を超過した項目で、白抜きは過去10年に環境基準値の10分の1の値を超えたことのある項目となっております。

右上に※印がついているものに関しては、令和5年度に追加となった地点でございまして、具体的には表の上から6番目、沼の上簡水取水口地点と表の下から5番目の玉川橋地点となります。

これら地点は、先ほどもお話しましたが、3年ごとのローリング地との入替えとなります。

次のページにお進みいただきまして、11ページの上段のイにつきましては、休廃止鉱山の監視地点のうち、令和5年度から測定を休止したいと考えている地点となっております。

休止対象の地点の選定につきましては、二つの観点から検討しておりまして、まず、一番上の丸の休廃止鉱山影響の監視地点2地点のうち、下流側で監視している地点に係る測定の休止について説明いたします。

太枠の地点、河川、湖沼を合わせて計3地点で、令和5年度から測定を一時休止したいと考えております。

これらの地点については、監視対象である休廃止鉱山について、坑廃水の影響を見るために、坑廃水が河川に流入した後に、その下流の河川で2地点測定を実施している場所になりまして、その2地点のうち、最も下流側に位置する測定地点を今回休止したいと考えています。

例えば、表の一番上、遊楽部川下流、遊楽部捕獲場地点をご覧ください。

ここは、旧八雲鉱山の影響を監視している地点となります。

すぐ下の段の参考も併せて確認いただければと思いますが、遊楽部捕獲場地点のさらに上流の鉛川橋地点でも、八雲鉱山の影響を監視をしております。この地点につきましては、八雲鉱山の坑廃水が鉛川に流入したすぐ下流に当たることから、鉛川橋から見て、下流側の遊楽部捕獲場地点より鉱山の影響を直接的に監視できる地点にあります。

同様に、その下の段の参考の天の川水域、農業用水取水口地点、さらに、下の参考の洞爺湖ST-5地点につきましても、それぞれ今回休止とさせていただきたい小森大橋、洞爺湖ST-2地点より上流に当たる地点となります。

これらの地点については、今まで監視項目の全てで未検出または低濃度で推移していること、さらに、監視対象となっている3鉱山について、八雲鉱山は、公害防止対策が完了し、有害な坑廃水の流出、流入がないと判断され、産業保安監督部の管理下からも外れていたり、日鉄桂岡鉱山、仲洞爺鉱山に関しては、露天掘りの鉱山のために坑廃水の流入が全くないということなどから、検出される可能性が非常に低いと考えているところです。

ただし、長期的なモニタリングの重要性と、今後検出される可能性がゼロではないことを踏まえまして、各休廃止鉱山の監視地点のうち、直接的に鉱山の影響を捉えることができる上流側の地点、遊楽部川下流の鉛川橋地点と天の川の農業用水取水口、そして洞爺湖のST-5地点は、例年どおり測定を継続することとし、その下流側の地点である遊楽部捕獲場、小森大橋と洞爺湖のST-2地点の測定を一時休止することで、測定地点の効率化をしたいと考えております。

なお、仮に上流側の地点で継続して検出されるような状況となりましたら、下流の地点の測定も直ちに再開し、鉱山による水質の影響を捉えていきたいと考えています。

続きまして、中段の丸ですが、休廃止鉱山影響の監視地点のうち、坑廃水流入前、バックグラウンドで監視している地点にかかる休止地点の検討に移りたいと思います。

こちらは、太枠の計6地点を対象に休止を考えておりますが、これらの地点につきましては、監視対象鉱山の坑廃水の流入箇所の上流側、坑廃水が流入する前の河川で測定をしてきた地点であり、休廃止鉱山影響のないバックグラウンドを見る目的で今まで測定をしてきた地点となります。

上流側に汚濁源はなく、過去10年にわたり継続して未検出で推移していることから、検出される可能性が非常に低いと考えられるため、これら地点については測定を休止しようと考えています。

なお、各地点の参考のほうにも記載しておりますが、坑廃水の流入後の監視地点につい

ては測定を継続したいと考えています。

続いて、12ページに移っていただきまして、6、鉱山以外の変更項目の監視についてです。

ア、測定地点ですが、これまでの測定結果をベースとし、過去の検出状況やP R T Rの届出などを確認し、適宜、測定地点や項目を見直しております。

調査項目欄の米印が令和5年度の追加分となります。

13ページをご覧ください。

下から7段目の阿寒湖のS T - 6地点のヒ素でございますが、こちらは令和5年度から、ヒ素の測定を開始したいと考えております。

こちらについては、後ほど、また詳しくお話いたします。

続いて、14ページです。

海域の表の上から2段目、小樽海域、S T - 4地点や、その3段下の余市海域、S T - 5地点などは、海域を対象に実施している隔年ローリング測定によって、令和5年度から追加するものとなります。

続いて、15ページに行っていただきまして、中ほどのイ、測定頻度の変更地点をご覧ください。

こちらは、過去10年間の検出状況を踏まえまして、令和5年度から測定頻度を変更したいと考えている地点となります。

阿寒湖につきましては、周囲が活火山帯であることから、過去から自然由来と思われるヒ素の検出はありましたが、令和元年から3年にかけて、ヒ素が環境基準未達成となっており、まだ未確定ではございますが、令和4年度についても環境基準未達成となる見込みであることから、令和5年度から、ヒ素の測定を1回から3回に増やそうと考えています。

それに伴いまして、その下のウ、測定項目の追加に移りますが、阿寒湖温泉街に一番近いS T - 6地点についても、今までヒ素の測定を実施していなかったことから、ヒ素の測定を開始したいと考えております。

S T - 6地点につきましては、周囲にキャンプ場や遊歩道がありまして、人も多く、湖内で最も親水利用の多い地点となることから、まず、この地点でヒ素のデータを集積したいと考えています。

続きまして、その下の7、要監視項目の測定地点についてでございますが、こちらは、新たな追加、廃止などもなく、例年どおり実施いたします。

続いて、16ページに行っていただきまして、8の特殊項目の測定地点についてです。

こちらにつきましては、ローリング地点の入替え以外は、これまでの地点、項目をそのまま継続して実施いたします。

続いて、17ページの9、その他項目の測定地点についてです。

B O D、C O Dの基準超過地点や、状況把握、閉鎖性水域の水質評価のため、こちらも継続して測定いたします。

河川では、アンモニア性窒素など、閉鎖性の湖沼や海域については、先ほどの全窒素、全磷と併せて、塩化物イオンとかアンモニア性窒素、リン酸態磷などを測定いたします。

また、海域の環境基準点につきましては、塩分も測定いたします。

続いて、10の特定項目の測定地点についてでございますが、水道水源水域の保全のために測定している項目でございますので、取水口付近の水道水の原水について調査しています。こちらは、来年度も今年度と同様に実施いたします。

続きましては、18から19ページをご覧ください。

こちらは、測定項目別の延べ測定回数の一覧となっております。それぞれの延べ地点数、延べ検体数を記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

資料1-1の説明は以上となりまして、引き続き資料1-2の説明に移ります。

資料1-2につきましては、資料1-1の内容を踏まえて作成しました令和5年度公共用水域の水質測定計画（案）となります。

こちらの2ページから9ページにかけて河川、10ページから13ページが湖沼、14ページから23ページが海域の計画となっております。

4ページをご覧ください。

上の中ほどに地点名の背景がグレーになっている地点がございます。具体的には天塩川のサンル川や、下川ペンケ川などはローリング地点となっておりまして、来年度は休止するという地点を意味しております。また、セルが赤色で着色している箇所については、令和4年度計画からの変更箇所となっております。

内容としましては、測定項目の中のローリングによる測定の休止または測定頻度の変更、測定項目の追加となります。また、各セル内の数字については、各測定項目の測定回数です。

続いて、24ページをお開きください。

別紙1は、公共用水域で測定する全地点を北海道地図に示した図となります。

こちらは、後ほどご確認いただければと思います。

続いて、25ページをお開きください。

A3判の資料になりまして、令和3年度の環境基準未達成地点を図に載せたものとなっております。こちらは第1回目資料に添付しましたものと同様のものとなりますが、この図の中の一番左上の茨戸川水域の対応の一部赤字修正をしているところがございます。こちらは、第1回部会後に北海道開発局からご指摘がございまして、茨戸川の対策については、開発局だけでなく、札幌市、石狩市、北海道も含め、関係機関で様々な事業を実施しておりますので、このように修正しております。

また、茨戸川から二つ下の宮沢の川水域、その下の神社の川、その下の雨鱒川、左の一番下の函館市の測定地点である矢尻川、赤井川、冷水川などについては、こちらの原因のところについても、一部修正をしています。

こちらは産業保安監督部のほうからご指摘がありまして、これらの環境基準未達成の原

因となっている鉱山については、全て鉱害対策を実施し、義務者が不在となっていることから、休止ではなくて廃止となっている鉱山であり、記載内容が不適切であるため、赤字の部分休止の休みの字を削除しております。

続きまして、26ページをご覧ください。

こちらは、令和5年度の公共用水域水質測定計画の実施主体別の測定地点一覧となります。

ここでは、令和3年度測定結果で基準項目未達成地点を色分け表示しておりまして、背景がペーじで示されている地点に関しましては、生活環境項目の未達成地点。そして、紫色で背景が着色されているところについては、健康項目で未達成となっている地点で、黄色については、閉鎖性水域に関する全窒素、全燐の未達成地点となっておりますので、こちらも併せて後ほどご確認いただければと思います。

最後に、37ページをご覧ください。

別紙4については、各項目の測定方法、数値の取扱方法の一覧となっております。こちらも併せてご確認いただければと思います。

一通り説明をさせていただきましたが、全体的には、来年度の計画案としましては、過去からの継続したモニタリング状況や、第1回目の部会でもご説明しました令和3年度の測定結果や、まだ途中ですが、今年度の検出状況も踏まえまして、現在の測定状況を大きく変更すべき重大な案件または急激な変化は今のところ見られないということも踏まえまして、今年度の計画をベースとして、若干追加をした形とさせていただきます。

令和5年度の公共水域の水質測定結果の案についての説明は以上となります。

○中村部会長 たくさんの資料を丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。

それでは、今の案について、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

○藤井特別委員 水産研究・教育機構の藤井でございます。

ご丁寧な説明をありがとうございました。

私は今年度から初めて委員になったので、基本的な質問で申し訳ないのですが、計画そのものに対する異論、異議はございません。一つ確認させていただきたいのは、今ご説明いただきましたように、計画を作成するに当たっては、最近の測定結果、汚染の発生源の立地状況や利水状況、その辺りを総合的に勘案して決定されているというご説明だったと思います。

そこで気になったのは、「利水」という言葉です。ご説明の中では、飲料水としての利用、それから、親水ともおっしゃったと思います。子どもさんが水遊びをするということも含まれると思います。その二つくらいを挙げられたと思いますが、ほかにどのような水の利用を想定されているのでしょうか。

○事務局（小田島主任） 例えば、水産利用もあります。捕獲場の地点とか、取水と絡む話ですが、工業用水を取水しているところなどです。

○藤井特別委員 農業用水などもそうですか。

○事務局（小田島主任） それもあります。

○藤井特別委員 今、おっしゃっていただいたのですけれども、わざわざ質問をさせていただいたのは、水産関係でどういうところを想定されているのかをお聞きしたかったのです。20ページにありますように、海域でも利水状況を考慮するとなっているのですね。これは、今、おっしゃったような港湾の工業利用というところでしょうか。

○事務局（小田島主任） 例えば、この海域では昆布を採っているとか、ウニを採っているとか、そういった状況も含めて、その生物に適した水質を維持管理していくという目的で環境基準値が示されていますので、こちらで類型指定をして設定するという形になります。

○藤井特別委員 ありがとうございます。それをお聞きして安心しました。

○中村部会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

○黒澤特別委員 北海道経済産業局の黒澤でございます。

資料1-2の25ページですが、令和3年度環境基準未達成地点がありまして、佐幌川中流水域のところで、平成25年・昨年も超過、過去10年で最高値、原因が工場・事業場排水の流入とありまして、対応としては事業者への排水指導とあります。

これは、平成25年も昨年も、同じ工場、同じ事業場からの排水の流入が原因だったのでしょうか。

○事務局（小田島主任） これは、第1回部会でも議論が上がっています。

同じタイミングで工場とか事業場からの排水の由来となる大腸菌群数や硝酸性窒素もちょっと高めの数値が出ていて、工場など由来のものが入り込んでいるという事実は分かったのですが、それが直接的に影響して環境基準未達成になっているかというところまでは分かっていないのです。

ですから、特定の事業所とか工場が原因だという証拠は何もないような状況で、例えば、そこに自然由来とか、周りの水温が高いとそこの植物プランクトンが増殖したりというような自然由来の影響もあるので、そういったものを総合して未達成になってしまったのではないかということは考えられます。

ただ、令和4年度の状況を見ると、今のところは異常値の検出がないので、取りあえず監視を続けていくということで考えています。

同時に、周りの工場事業場とか畜産事業者へ行政から立入検査などもしていますので、そういうところで指導していくということは引き続きやっていきたいと考えています。

○黒澤特別委員 特定されていないということは、排水指導という指導だと思うのですけれども、割と注意喚起に近いような感じなのでしょうか。

あなたのところがよろしくなかったもので、こう直してくださいではなくて、ここの流域ではこういう現象が起きていますので、その環境保護のためにご協力を引き続きお願いしますという感じなのでしょうか。

○事務局（小田島主任） それも含めて、排水基準という基準があるので、それを適切に守ってくれということと、これは農業のラインの話になりますが、畜産事業者に対しては、例えばふん尿などを適切に保管しなければいけないという法律があるので、それに準じて、適切な施設でふん尿などを保管してくださいという形で指導していきます。

○黒澤特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○中村部会長 継続してやっている地点の水質は分かるのですが、原因追求という形での調査をしていないので、結果としてその地域から出てくるものという形で受け止めるしかないのです。

多分、こういう調査の限界だと思うのですが、本当に悪いものが出てきたら、それこそ違う手段で個別の汚染源を見つけなくてはならないと思うのですが、今のところ、令和4年は大丈夫だったということで、今のところは、地域全体に声をかけることによって、様々な原因でBODが高くなっていることを知らしめて、お互いに気をつけてくださいといった感じになっているのだと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○中津川委員 今と同じ、資料1-2の25ページです。

左上の茨戸川と右の網走湖ですが、ここは環境基準を常に超えていて、毎年超過と書いてあり、その対応は開発局とか札幌市が長年にわたってやっているのに、改善の兆しが全然見えないということで、これを今後どうするのかと毎年言っているのですが、これでよしとするのかということです。ここは、情報提供をして、先ほど会長がおっしゃったように、取組を促すということになると思うのですが、もう打つ手が無いのではないかと考えるのですが、その辺の今後の扱いはどうすればいいのかというところをお聞きしたかったのです。

これは、開発局の武井さんにお答えいただいたらいいのでしょうか。札幌市にも関係しますね。

○武井特別委員 環境基準は3ミリなので、それを超えているのは間違いないです。例えば、昨年に報告したときは、茨戸川に3地点の観測地点がありますけれども、それが6.2から今回は4.7とか、5.3から4.3、4.6から3.5ということで、1から1.5ミリくらい数値としては良くなっています。これは、そのときの河川の流量などの状況があると思うので継続した調査が必要です。これらについて、水環境改善緊急行動計画ということで、茨戸川では開発局とか札幌市が取組をしてきているところです。

ただ、もう大分時間が経過してきている機械のメンテナンスの関係で、導水が満度にできていなかったりということもあります。去年も同じ話をしましたけれども、満度にできるように、機器もちゃんと更新するものは更新したり、予算の手続きをして、対応する努力をしたり、土砂が堆積して導水しづらかったりということもあるので、そういうことも改善していくよう取り組んでいくことにしています。

有識者の先生が水質の協議会の委員長をやられているのですが、導水の負荷より

も下水道の負荷が結構効いているということも言われていることでもありますので、そういうことを鑑みると、茨戸の水再生プラザの高度処理は、今年度に完成して、来年度から運用になります。その結果がどうなるのか、まだ分からないですけれども、恐らくモニタリングをして結果が見えてくるのが2年後かと思います。令和5年度の運用の結果は令和6年度に見えてくる形になると思うので、それを見ながらということになると思います。

中津川委員は、去年も、そのような状況をどう打破していくのか、結果的に何か悪くなったらちゃんと改善していくべきでないかというお話だったと思いますが、その辺は、札幌開発建設部とも、また、専門の先生もいらっしゃるので、数値は上がったたり下がったりしているのですけれども、その辺りを見てもらいながら対応をして、また、札幌市とも協力しながら進めたいと思います。

もう一つ、今、シミュレーションをしながらその状況を見ているのですけれども、シミュレーションの関係もどうなのかとか、その辺ももう一回洗い直したほうがいいだろうという話をしているので、その辺の状況を見て、またご報告できたらいいかなと思っています。決して止まっているわけではないので、そういう状況を見ながら、値を見ながら対応していきたいと思います。

網走湖のほうも同じで、潮止め堰による海からの負荷もありますが、上流からの負荷による流域負荷があります。そこは、今までも関係機関に、特に農業のところに流域負荷の関係で指導はしてきている状況です。出先の網走開建に確認したところ、新たな枠組みで関係機関との調整も取っていくとも聞いているので、網走湖の流域負荷が軽減できるような対応をしていくと聞いています。

ただ、網走湖は、茨戸川とは違って、CODは去年より今年のほうが悪くなっているということもあったので、そこは私も気になって、確認していたところでした。

まだはっきりとは言えませんが、札幌開発建設部と網走開発建設部と調整を取りながら、確認しながら今後とも対応にあたっていきたいと思っています。

○中津川委員 私が言いたいのは、こういう結果を見て、PDCAを回して、問題があるならば改善につなげてという取組をしてほしい、そのためにこういうものを利用してほしいという話なのですけれども、具体的な話があるのだったら、この対応のところに書いてもらったほうがいいような気がします。

開発局・札幌市等関係事業と一言で書かれても、何をやっているか分からないので、もうちょっと具体的に、今おっしゃったようなことをやっていることが見えるようにしていただけるといいのではないかと思います。

○中村部会長 網走湖も、新谷さんが流域の懇談会みたいなものをつくられていますね。僕も1回呼ばれたことがあります。

だから、入ってきてしまって、それをきれいにするというのは相当に難しいことなので、入る前にそういうものをあまり出さないということも同時にやっていただかなければいけないと思いますので、ぜひ周辺の方々と協力しながらやっていただければと思います。

ほかにかがででしょうか。

○井上委員 先ほど、佐幌川中流のBOD基準値超過の話がございましたけれども、資料1-1の1番の前回決定した測定計画作成方針の(4)に、環境基準未達成が継続している水域においては、その原因究明のため、観察の必要な水域に補助点を選定するとなっておりますが、佐幌川中流に関して補助点を選定する対応は必要ないという判断でよろしいですか。

○事務局(小田島主任) 補助点を選定するとしますと、まずは原因究明の調査をした上で、その汚染源の直下の地点などで測るということをします。原因が分からない状況では補助点を設定するのが厳しいところがあります。そういうときは、別の測定項目を測ってみるとか、今までと違うやり方でやっていくという方針で実施しております。

○井上委員 測定地点については、方針の中に補助点の選定という項目を掲げられているのですが、3番の測定頻度の設定ですね。これは計画作成の話に立ち戻ってしまう議論になるかもしれませんが、基準超過しているようなところで測定頻度を上げるという方針は実は立てていないのです。例えば、佐幌川中流水域に関しては、年4回の測定ということになってはいますが、必要に応じてそれを年6回とか8回ということを考えていいのかなと思ったのです。今、そういう計画作成の方針にはなっていないですね。

○事務局(小田島主任) 実際のところ、4回から5回や6回に増やすことは可能ではあります。ただ、これまでのやり方として、春、夏、秋、冬それぞれ1回ずつの4回で取りあえず継続してきていて、これまでの傾向から一気にどんと上がったというのは今のところは見られないので、今までと同じ4回という形でやっていますが、今後、今までと全く違うような傾向が出てきてしまったときは、回数を上げたりということも検討していこうかと思っています。

○井上委員 分かりました。

状況としては、今、様子を見ているというのは前回もお話がありましたし、今日のお話にもありましたので、そこは了解しました。

そこで、今、回数を増やすことも可能だというお話がありましたが、それは方針としてどこかに明示されましたか。

○事務局(小田島主任) 資料1-1の24ページです。24ページの真ん中ぐらいに測定頻度(回数)とありますが、重点河川と一般河川とその他河川という形でランクづけをして、それぞれの河川において、年4回から最大で12回までは測れるように定めております。

○井上委員 環境省においてそういう定めがあるので、道の水環境部会でも、必要があればそういう方針を立てることができるということですね。分かりました。ありがとうございました。

○瀧波委員 網走湖の件で、今、新聞報道に出ている油の流出は網走湖の付近なのですが、まだ漏れているのかどうか、道も入っていろいろと調査されています。昨日、局長と水産

林務部の方もいらっしゃって、今はもう漏れていないのではないかという状況を確認したのですが、この数値を見ると、どうしても気になってしまうのです。

場所が違うのか。去年の3月に漏れたということですがけれども、どうなのか、確認のために聞きたいと思います。

○事務局（小田島主任） 資料1-2別紙2でしょうか。こちらのデータは油事故の発生前のものとなります。

○瀧波委員 分かりました。

○中村部会長 ほかにいかがでしょうか。

○中津川委員 念のための確認ですが、資料1-1の11ページに測定を休止する地点があります。その中で、湖沼の洞爺湖にST-2とST-5があって、ST-5を休止することです。下流側で監視している地点を休止することですが、湖なので、どういうふうになるのかがよく分からなかったのです。汚染源があって、湖なので拡散するような感じになると思うのですけれども、大丈夫なのかという確認です。

○事務局（小田島主任） おっしゃるとおり、仲洞爺鉦山の湖のすぐ上なのですからけれども、その直下の地点がST-5です。今回、休止をするのがST-2という湖心なのです。湖心の地点は、そもそも鉦山から数キロも離れているところですので、そこで測定を続けるよりは、直下の地点でやっていったほうが効率がいいという考えの下、今回、廃止をしたということなのです。

○中津川委員 分かりました。

それであれば、下流側と書かないで、湖の場合は違う表現で分かりやすく書いていただいたほうがいいのではないかと思います。

○中村部会長 ほかにいかがでしょうか。

細かいことで、たまたま見つけただけですが、資料1-1の5ページです。実行項目が27で、計も27ですか。実行項目の河川の27、13、20、27とありますね。一番下の表ですが、この計は27でいいのですか。

○事務局（小田島主任） 27でいいのです。これは水質検査項目の意味です。

○中村部会長 では、最大がそこに書かれているということで、ほかのものをみんな含んでしまうということですね。

○事務局（小田島主任） はい。

○中村部会長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村部会長 それでは、議題（1）公共用水域の水質測定計画の作成について、当部会としては、事務局の案のとおり了承するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村部会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり計画を作成していただきたいと思います。

次に、地下水のほうです。

議題（２）令和５年度地下水の水質測定計画の作成について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（工藤主任） 地下水担当の工藤です。よろしくお願いします。

令和５年度地下水の水質測定計画案について、資料２－１と資料２－２でご説明いたします。

まず、資料２－１から説明いたします。

令和５年度地下水の水質測定計画については、公共用水域と同じく、国が定めた処理基準、当部会で平成１６年度に答申いただいた基本的な考え方、また、前回の部会においてご了承いただきました令和５年度地下水の水質測定計画作成方針に沿って作成いたしました。

初めに、１ページ目の１、概況調査について説明させていただきます。

点線枠内は、前回の部会でご了承いただきました作成方針を記載しております。

枠外の（１）から（４）については、方針に基づき策定した計画案の具体的な内容を記載しておりますので、この枠外の部分で説明させていただきます。

まず、（１）の実施市町村についてですが、地下水の水質測定計画に係る概況調査実施市町村年次計画に基づき実施いたします。

年次計画は、５ページ目にありますので、そちらをご覧ください。

５ページ目の別紙１です。

こちらの表の令和５年度を太枠で囲っております。

一番下に２４市町村と書いてありますが、来年度、北海道で概況調査を実施する予定の市町村数なのですが、今回、各市町村に井戸の選定を依頼したところ、上川の幌加内町、宗谷の利尻町及び礼文町には調査可能な井戸がないとのことでした。

１ページ目に戻っていただきまして、（１）実施市町村のところの※印に書かせていただいたのですが、今お伝えしましたとおり、年次計画では２４市町村となっておりますけれども、令和５年度は、幌加内町、利尻町、礼文町に調査可能な井戸がなかったことから、この３町を除いた２１市町村で概況調査を実施することを計画しております。

続きまして、（２）調査井戸の選定についてです。

ア、飲用に供している井戸、浅井戸、未調査の井戸を優先して選定しております。

イ、未調査の地区の井戸を優先して選定しております。

ウ、河川、山地等の地形を考慮して、その地区の代表点になるように井戸を選定しております。

各市町村から１井戸ずつ選定しますので、２１井戸を計画しております。

次に、（３）測定項目についてです。

令和４年度と同様に、アルキル水銀を除いた環境基準項目全ての２７項目について測定

を行います。アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定いたします。

次に、（４）の調査時期、頻度についてです。

概況調査については、環境基準の超過が確認された場合に、速やかに汚染井戸周辺地区調査を年度内に実施することを考慮しまして、５月から７月までに１回実施することとしております。

続きまして、２ページ目をお開きください。

上の表は、概況調査計画の概要をまとめたものです。

対象市町村と井戸数が載っております。井戸の用途などの詳細については、資料２－２の２ページ目に記載しておりますので、後ほどご覧ください。また、参考として、２ページ目の上から二つ目の表に、道以外の機関が実施する概況調査の井戸数をまとめております。札幌市は４５井戸、函館市は６井戸、旭川市は９井戸となっており、３市合計で６０井戸の調査を行う予定です。

次に、２、汚染井戸周辺地区調査についてです。

この調査は、令和５年度に実施する概況調査等で環境基準値を超過する汚染が発見された場合、速やかに調査対象井戸の検討を行い、原則、年度内に調査を実施することとしております。調査頻度は年２回です。汚染発見後、速やかに実施し、その後、６か月後に再実施いたします。現時点で北海道が事業主体となり、実施する井戸はございません。

道以外の機関が実施する汚染井戸周辺地区調査につきましては、札幌市が１６井戸の調査を予定しているということです。

続きまして、３ページ目をご覧ください。

３、継続監視調査についてです。

まず、（１）のア、新規実施井戸です。

遠別町本町地区につきまして、令和４年度概況調査で１井戸、ヒ素が環境基準値を超過いたしました。この１井戸につきまして、令和５年度に継続監視調査を実施することとしております。

なお、この地区につきましては、周辺に調査可能な井戸がなかったことから、汚染井戸周辺地区調査は実施しておりません。

その下の芽室町上芽室地区につきましては、令和４年度概況調査において、１井戸で硝酸性窒素等が環境基準値を超過いたしました。超過した１井戸とその周辺の１井戸の計２井戸で汚染井戸周辺地区調査を実施しております。この２井戸につきまして、令和５年度に継続監視調査を実施することとしております。

続きまして、イ、調査終了井戸です。

四塩化炭素を測定しておりました奈井江町瑞穂地区の井戸につきまして、令和４年度に井戸が廃止されたため、調査終了といたします。

今ご説明させていただきました新規実施井戸と調査終了井戸につきましては、後ほど詳しく説明させていただきます。

続きまして、ウ、令和4年度からの調査継続地区です。

令和4年度継続監視調査地区のうち、上記イの調査終了井戸を除いた地区で引き続き継続監視調査を実施いたします。このことから、令和5年度の継続監視調査につきましては、昨年度から1市町村、2井戸多い合計46市町村、105井戸で調査を計画しております。

(2)の測定項目につきましては、今年度と同項目について調査を実施いたします。

(3)調査時期及び調査頻度につきましては、ア、調査時期ですが、年1回調査としていているところにつきましては、5月から7月、または9月から11月に実施します。毎年度、同時期に実施する予定としております。また、年2回調査の場合は、1回目を5月から7月に1回、2回目を9月から11月に1回、実施する予定です。

イの調査頻度については、硝酸性窒素等の場合、原則、年1回調査とします。調査開始後3年未満の井戸につきましては、季節変動を把握するために、年2回調査といたします。

VOCの場合につきましては、人為的汚染であることが確実なため、過去3年間に基準超過がある場合は、年2回、それ以外の場合は年1回といたします。

その他の項目として、重金属などのその他の項目を調査する井戸につきましては、年1回調査といたします。

次に、4ページ目には、継続監視調査の計画の概要を調査項目別にまとめております。

上から、硝酸性窒素等につきましては32町村、79井戸、中段のVOCにつきましては、12町村、19井戸、その他の項目につきましては、7市町村、7井戸で、合計46市町村、105井戸で調査を実施する予定としております。

また、道以外の機関が実施する継続監視調査につきましては、札幌市、函館市、旭川市及び開発局で、合計7市町村、99井戸を計画しております。

続きまして、12ページ目をご覧ください。

12ページからは、平成25年度から令和4年度までの過去10年間の北海道が実施している継続監視調査の結果を載せております。令和4年度につきましては、速報値を載せております。

13ページ目をご覧ください。

13ページからは、硝酸性窒素等を測定している井戸の調査結果になります。

まず、表の見方をご説明いたします。

左側に通し番号、市町村、地区、井戸番号などを記載しており、中ほどから年度ごとの測定結果を記載しております。

基準超過が確認された部分はピンク色で着色しています。

右から2列目及び3列目につきましては、調査の回数を記載しております。R4回数というのは今年度の調査回数、R5回数というのは来年度の調査回数になっております。

こちらの表で、先ほど、来年度から新規に硝酸性窒素等の継続監視調査を実施するとなりました地区の説明をさせていただきます。

1ページをめくっていただきまして、14ページをご覧ください。

14ページの表の下の方の、左側の通し番号74番、芽室町上芽室地区です。

右側のR4速報値の欄には、今年度を実施しました概況調査の結果を記載しております。

環境基準値が10ミリグラム／リットルのところ、11ミリグラム／リットルと環境基準を超過いたしました。

この74番の井戸が、環境基準値を超過しましたため、周辺の井戸で、汚染井戸周辺地区調査を実施しております。それが74番の下75番の井戸になります。汚染井戸周辺地区調査は年2回調査することとなっております、1回目は10月に実施しております。その結果を載せておりますが、75番の井戸は速報値で10ミリグラム／リットルと基準超過はしていませんでした。

続きまして、15ページからは、揮発性有機化合物、VOC調査井戸一覧です。基準値超過はピンク、検出は黄色に着色しております。

こちらの表では、先ほど継続監視調査を終了とするとしました井戸の説明をさせていただきます。

1ページめくっていただきまして、16ページになります。

16ページの表の上から二つ目に、奈井江町瑞穂地区の井戸がございます。通し番号10番の井戸と、その下にあるのが、今回、調査を終了する井戸です。調査を終了するために、番号の欄には棒線を引いております。

通し番号10番の井戸は、平成25年度の概況調査で環境基準値を超過いたしました。その際に、汚染井戸周辺地区調査を実施したのが今回調査を終了する井戸になります。汚染井戸周辺地区調査の結果では四塩化炭素は検出されませんでした。通し番号10番の井戸からの汚染の範囲の移動などを確認するため、この井戸と10番の井戸をセットで継続して監視をしておりました。

令和4年度になりまして、井戸所有者から、水枯れのため採水不能となったとご連絡をいただきまして、周辺で代替となる井戸を探しましたが、見つかりませんでしたので、調査を終了することといたします。

奈井江町瑞穂地区につきましては、10番の井戸で引き続き調査を継続いたします。

次に、17ページ中段から(3)その他の項目調査井戸一覧になります。

(3)の表で、先ほど概況調査でヒ素が超過したとご説明しました遠別町本町地区の説明をさせていただきます。

17ページの(3)その他の項目調査井戸一覧の4番目に遠別町本町地区がございます。こちらの井戸は、令和4年度概況調査でヒ素が超過いたしました。環境基準値が0.01ミリグラム／リットルのところ、0.034ミリグラム／リットルで超過しております。

こちらの地区につきましては、周辺に調査可能な井戸がありませんでしたので、汚染井戸周辺地区調査は実施しておりませんが、令和5年度から継続監視調査を実施することとしています。

令和5年度に調査する井戸の一覧につきましては、資料2-2に記載しておりますので、

ご覧ください。

資料2-2は、2ページは概況調査井戸、3ページから6ページは継続監視調査井戸の一覧となっております。

市町村名や地区名のほか、井戸の用途などについてまとめております。

継続監視調査井戸一覧の左列の通し番号は、7ページ目につけておりますA3判カラーの調査地点概要図にプロットしてある番号と対応しております。

7ページの令和5年度地下水水質測定計画調査地点概要図につきまして説明させていただきます。

令和5年度に概況調査を実施する対象市町村は白色で表示しております。

令和5年度の概況調査の対象外の市町村は灰色で表示しております。

継続監視地点につきましては、地点ごとに表示しております。

黄色の丸は、継続監視調査の硝酸性窒素等の調査実施地点です。

赤色の四角は、継続監視調査の揮発性有機化合物の調査地点です。

青色の三角は、継続監視のヒ素などの重金属を調査する地点です。

令和5年度の地下水の水質測定計画案は、以上になります。

○中村部会長 ありがとうございます。

今説明していただいた内容について、ご質問、ご意見をどうぞ。

この会の部会長をずっとやっていると、井戸がなくなっていく姿がよく分かるのです。毎年毎年、相当なスピードで使える井戸がなくなっていって、今回も、ローテーションで回していた幌加内町と利尻町と礼文町の調査可能な井戸がなくなってしまいました。

どうなのでしょう、直接この話ではないのですけれども、将来的にずっとそういう形でやってくると、井戸がない自治体が結構出てきてしまって、そうすると、そこは何も調べなくなってしまいます。しかし、逆に言うと、過疎と関連しているので、人為的な汚染が徐々に少なくなっていくということは事実だと思うのです。井戸がどんどんなくなっていくことで、何も調べない自治体が出てくる可能性はありますか。もう既にあるのですか。

井戸が一つもなくて、その自治体では何も地下水調査をしていないというケースはありますか。

○事務局（工藤主任） 利尻町、礼文町で……。

○中村部会長 ここは全部なくなってしまうのですか。一つもないのですか。

○事務局（工藤主任） 把握している井戸があるというところもあったのですけれども、井戸所有者がご高齢の方で、協力が難しいというご回答をいただいた市町村もありました。

○中村部会長 そうすると、北海道の中で、今後ローテーションでも回せない自治体が幾つか出てくるわけですね。

○事務局（工藤主任） はい。

○中村部会長 どのぐらいの自治体がそうになっていますか。

○事務局（工藤主任） 令和2年度は、泊村で調査可能な井戸がないとご連絡がありました。

た。平成28年は、今回もそうなのですが、礼文町です。平成30年は、上砂川町と歌志内市から調査可能な井戸がないというご回答をいただいております。

○中村部会長 道としては、それにアクションを打たないわけですね。ということは、今後、ローテーションでそこにまた聞いても、きっと井戸はありませんという回答が返ってくるわけですね。ですから、今後、観測しない自治体、井戸がない自治体が増えていくような気がするのですけれども、そのまま放置しておいていいのでしょうか。これは課長に聞いた方がいいかもしれませんね。

○事務局（中尾水・大気担当課長） なかなか難しいご質問だと思いますが、ほかに地下水を調べる手だてはないものかということですね。

○中村部会長 そうですね。このまま放置しておく、どう考えてもずっと数は下がって行って、今後、こういう調査が一度もされない自治体が増えていく可能性は大ですね。過疎化とともにそうなって、何となく道北のほうに多いのかなと、ふと思うのです。宗谷地区などですね。

そういうことに対して、水環境部会なり道の水環境行政として、こういうものをずっと放っておいて、なくなりました、では、諦めましょうということではずっとやっていいのかなというところが気になるのです。

○事務局（中尾水・大気担当課長） 確かに、地下水を把握するという点では好ましくないと考えているのですけれども、道で新たな井戸を掘ったりということは現在はまだ考えておりません。

○井上委員 今、部会長からご指摘のあった話は、結局、地下水の利用がなければ把握する必要はないのかもしれませんが、各市町村がその自治体の中で地下水をどの程度利用しているということを把握しているかどうか、そこに関係すると思うのです。そういう各市町村の地下水の利用状況について、道で情報を取っておられるのですか。

○事務局（中尾水・大気担当課長） 今、即答しかねますので、宿題にさせていただきますと思います。各市町村での地下水の利用状況ということですね。

○中村部会長 特に、利尻と礼文という二つの自治体において、調べられる井戸がなくなってしまった、でも、実際には使っているとか、そこに汚染が発生しても誰も気づかないとか、そうなると、やはり行政としてよくないのではないかと思うのです。

○事務局（中尾水・大気担当課長） 先生方もご承知のとおり、飲用井戸というのは、所有者、飲用する側の責任ということで、市町村から飲用指導を行って、年に1回、水質検査をするようにという指導を行っていますので、取りあえず、そこで行政側からのアクションはしているところです。

○中村部会長 それは、自治体側から所有者に対して指導しているということですか。

○事務局（中尾水・大気担当課長） そうです。

○中村部会長 所有者が自ら調べるのですか。

○事務局（中尾水・大気担当課長） そのように指導しております。

○中村部会長 お金を払ってですね。

○事務局（中尾水・大気担当課長） お金を払ってです。

○中村部会長 実際にするのですか。していますか。

○事務局（中尾水・大気担当課長） 今、手持ちの資料がないのですけれども、保健所において水質検査をやっておりますので、その実績はあると思います。

○中村部会長 将来的な議論で結構ですので、それが増えていったときに、それもよしという、先ほどの話ではないですけれども、人口が減っていくし、汚染源的なものが少なくなっていくのだからという理屈なのか、道の中で考えておいていただきたいと思います。すぐに掘ったりすることは無理だと思いますけれども、将来的なビジョンとしてですね。

私は、ずっと少なくなっていくと思うのです。例えば、二つか三つあったところも1個は駄目になるというような傾向がずっと続いていると思うので、将来このまま放置していいのか、それでいいならば、いいという理由をきちんと持っていたほうがいいかなという感じがします。

○事務局（中尾水・大気担当課長） 分かりました。

○井上委員 今、各市町村にお尋ねになっているのは、あくまで飲用の井戸なのですか。

畜舎などでも地下水はよく使っておられますし、水産加工場でも地下水利用はあると思うので、そういう井戸も対象にすると、案外あるのかなという気もするのですけれども、対象は飲用だけなのでしょうか。

○事務局（工藤主任） 今回、各市町村に聞いておりますのは、飲用に絞っているわけではなくて、飲用でも飲用外でもありませんかということでお伺いしております。

○中村部会長 ほかいかがでしょうか。

○中津川委員 今、過疎化の話があったのですけれども、全く逆に人口とか開発が非常に進んでいる地域が北海道で1か所ありまして、ニセコとか倶知安ですね。そこを見たら、地下水のモニタリングも全然ないし、どうなっているのかなと思っていました。私も詳しい事情を存じ上げないのですけれども、水環境上、問題がないのでしょうかということが心配です。今、開発が急速に進んでいますからね。

温泉部会では、くみ上げで許可をするというような話が出ているのですけれども、一方で、そういう水を使って環境の負荷が増えていることに対して大丈夫なのかというチェックは必要ないのかということです。

○事務局（工藤主任） ニセコ町につきましては、去年、概況調査を実施させていただきました。そちらの井戸につきましては環境基準を達成しておりました。

○中津川委員 急激に変化しているので、ローリングということなのでしょうけれども、毎年チェックするぐらいでもいいのではないかという気もします。そこは予算との兼ね合いだと思いますけれども、一応、そういう意見を言っておきたいと思います。

○中村部会長 確かに、相当な数の人が入って、別世界なところですので、部会としても注意しておくということは考えておきたいと思います。

ほかにかがででしょうか。

○井上委員 資料2-1の13ページ以降の硝酸性窒素の調査に関して、平成25年以降のデータをずっと並べていただいているのですが、幾つかの地点で超過していない全て白になっているところがございますけれども、この調査を続けている理由は何でしたか。

○事務局（工藤主任） 環境基準値を超過している井戸と、汚染範囲の移動を確認するために、汚染範囲以外の井戸をセットで継続監視している地区があります。例えば1番と2番の北広島市南の里の地区です。2番の井戸が超過井戸で、1番は汚染が広がっていないかどうかを確認するための井戸になっています。そのほかにも、10年以上環境基準を達成しているけれども、地域の地下水の状況を把握するということで、井戸所有者様のご協力が得られる場合、継続して監視をしている井戸もございます。

14ページ79番の根室市は、平成21年までは超過していたのですが、その後は、長期間環境基準を達成しているのですが、根釧地区で測っている井戸はこちらしかないの、地域の状況を把握するということでご協力いただいております。

○井上委員 なるほど、そういう意味合いがあって継続するんですね。分かりました。ありがとうございます。

○中村部会長 ほかはどうでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村部会長 特にこれ以上のご意見、ご質問がないようでしたら、議題（2）令和5年の地下水の水質測定計画の作成について、当部会として事務局案を了承したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村部会長 ありがとうございます。

以上で、測定計画（案）の審議が終了しましたが、北海道環境審議会運営要綱第2条により、測定計画の作成についての審議は当部会に付託されているため、この部会の決議をもって親会である審議会の決議となります。

今後、北海道知事に対して測定計画の作成についての答申を行うこととなりますが、この答申内容については私に一任していただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうでは、答申の手続を進めるようにお願いいたします。速やかに知事に答申を行い、その結果を各委員にご報告してください。

4. その他

○中村部会長 続きまして、次第4のその他ですが、事務局から1件あるということで、説明をお願いいたします。

○事務局（西部主査） 現在、環境審議会でご審議いただいております地域脱炭素化促進区域に係る道基準案の審議につきまして、あらかじめお伝えしておきたい事項がございますので、この場でご報告させていただきます。

令和3年の地球温暖化対策推進法の改正によりまして、市町村が関係者との合意形成を図りながら、地域の脱炭素化を促進する再生可能エネルギー事業を導入する促進区域を設定できることとされました。現在、この促進区域の設定に当たりまして、環境保全の観点から、配慮すべき基準、具体的には促進区域から除外する区域の基準や、区域の設定に当たって求める環境配慮の基準の策定に向けまして環境審議会でご審議いただいているところでありますが、水環境に係る項目もありますことから、水環境部会のご意見も何うよう環境審議会でご決定されたところでございます。

つきましては、後日、基準の案につきまして書面でご意見を頂戴したいと考えておりますので、あらかじめお伝えさせていただきます。

以上です。

○中村部会長 ありがとうございます。

私もそうですが、親会に入っているメンバーは既に事務局から説明を受けているのですが、そうではない方にとっては唐突な話なのかもしれません。実際には親会マターとしてやってはいて、皆さんご存じのとおり、北海道も2050年までにカーボンニュートラルを実現するという事を鈴木知事も約束していますので、そういう意味では頑張らなくてはいけませんが、一方で、自然環境系の問題とのバッティングが全国で起きています。片方で国としてのアクセルを踏むということで、各自治体が促進できるような形の法整備をしていて、ただ、そこには除外区域という自然環境の豊かな場所とか、水環境の重要な場所に再エネ施設が置かれた場合にそれがどんな形で影響するか、影響するのであるならば、そもそも促進区域から除外すべきではないかということをご道として決めようとしています。

ということで、その原案のようなものが皆さんに届くと思いますので、それを見ていただいて、自分のご専門の立場から、こういった区域は除外にすべきではないかというご意見等がありましたら事務局にお寄せいただいで、もし内容的に分からないものがあれば、温対部会もしくは親会の事務局からきちんと説明するように指示していますので、そこにも忌憚のないご意見をお寄せいただければありがたいと思います。

この件について、何かご質問はありますか。

物がないと分からないと思いますが、この後に送られてくる形になるのですね。

○事務局（西部主査） そうです。今、細かい制度概要の説明も含めまして事務局で取りまとめをしておりますので、後日、そのような解説も含めてお伝えすることになります。

○中村部会長 制度概要が送られるだけですか。事務局から説明に行くのですか。

私の聞いている話では、その資料の中に説明があるということで、もし分からない点があれば、事務局が外向いて説明するという事だったと思いますが、お一人お一人に説明

しに行くのですか。

○事務局（西部主査） 担当の事務局に確認します。

○中村部会長 では、それ確認していただいて、必要に応じて皆さんに説明しますので。

○中津川委員 確認ですけれども、この部会員として意見が言えるのは、水環境とか水質の問題などに限定されるという理解ですか。

○中村部会長 そんなことはないです。そんな固いことは言いません。いろいろな知見を持たれている方がおられると思いますので、それ以外の部分でも気づいたことを自由に言っていただいて結構です。

水環境と再エネはどの辺が重なるのか、僕ははっきりと分からないのですけれども、その辺で何か情報を得ていますか。

中津川委員、分かりますか。

○中津川委員 環境アセスと同じような考え方をするのだったら、水環境の部分ということになると思うのですが、それに限らず、全般的にということですね。

○中村部会長 言っていただいて結構です。

ほかはどうでしょうか。

○藤井特別委員 スケジュール的には、どのような感じを想定されていますでしょうか。

○事務局（西部主査） 照会のタイミングが今月になるか、来月になるか、確認の上お知らせします。

○藤井特別委員 大変申し訳ないのですけれども、私は、今年度に委員になったばかりですが、この3月で定年退職になりますので、時期が年度末をまたいでしまうと、後任の者にご説明とか二度手間になると思いますから、ご配慮いただけましたら幸いです。よろしく願いいたします。

○事務局（西部主査） 分かりました。

○中村部会長 これについてはよろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村部会長 それでは、以上で予定の議事を終了しましたので、事務局にお返しいたします。

5. 閉 会

○事務局（西部主査） 中村部会長、ありがとうございました。

本日は、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

今年度における水環境部会は、今回で最後となりました。皆様には、ご多用のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして水環境部会を閉会とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

以 上